

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 3 7 号
2 0 1 8 年 6 月 1 2 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「ダイヤ改正以降の解明・改善要求」に関する申し入れ

去る3月17日、ダイヤ改正以降約3ヶ月が経過しました。新幹線車内業務の見直しにより、車掌乗組み体制の変更、短巡回行路の設定、準備報告時間の見直し等、多くの変更点がありました。

組合としては、今回のダイヤ改正以降、組合員から出されている意見を踏まえ、解明並びに改善する必要があると考えます。

よって下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. アルコール検知器のストローが個人貸与されているが、衛生上の観点からも、半月ごとに取り替えること。
2. 運転士短区間巡回行路にて、大一両入出庫、引上げ線入出庫担当時は、応急処置ブロック図・規程類等を所持する場合は、携帯端末機を貴重品ボックスに収納可能とすること。
3. 短巡回行路担当時の夏期の水分補給箇所として、各ホーム詰所を開放すること。
4. 短巡回行路担当時の冬期の防寒対策について、コートの着用を認めること。
5. 短巡回行路の中で、巡回担当者の偏りが著しい行路がある。特に98A、95Aについては改善すること。
6. 案内カード作成については、時間の短縮を図る処置を講じること。特に臨短巡回行路における案内カードは、あらかじめ会社が作成し準備すること。
7. 各所の準備報告時間について明らかにすること。

8. 臨短巡回行路の作成に当たっては、基本行路の作成に準じて、食事時間、休憩時間の確保すること。
9. 短巡回行路で、京都駅で付加時間が発生する理由について明らかにすること。
10. 運転士のWトンボ行路及び一丁半行路における各車両所（大一両・東二両）への入出庫を廃止し、短巡回行路に設定すること。
11. JRCP社員の車掌業務を行うパーサー2名（MG・SG）の乗務は、東海会社との契約不履行とならないよう厳守すること。
12. 規定の訂正は、会社の業務に必要なものであり訂正に必要な時間を労働時間とし別に設けること。
13. アルコール検査における基準値（0.05mg以上）を見直すこと。また、アルコール検査における社内処分を直ちにやめること。
14. のぞみ265号における殺傷事件を鑑み、乗客・乗務員の生命及び安全を確保するため車掌の乗組体制を3名に戻すこと。

以上